

新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～雇用期間終了後のステップアップに向けた支援～

ステップアップに向けた**職業訓練を働きながら受講**できます
訓練期間中、**職業訓練受講給付金（月10万円）**を支給します

働きながら

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練



ステップアップ
につながる仕事
に転職など

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が**月12万円以下**（※）
- 世帯全体の収入が**月40万円以下**（※）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- **訓練の8割以上に出席する**（※）
（病気や仕事など以外の理由により訓練を欠席した場合、給付金を日割りで支給します。）

※ 令和4年3月31日までの特例



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031221訓03

■ 地方公共団体などで臨時的に雇用されている方とは？

地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です

- **都道府県、市町村**に雇用されている方
 - **都道府県、市町村から事業を委託されている事業主**に雇用されている方
- ※ 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- 職業訓練受講給付金は、訓練開始後、1か月ごとに支給します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として月に1回、ハローワークに来所し、職業相談を受けていただきます
- ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います

■ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

コース検索はこちら



- 訓練期間は2か月から6か月
[シフト制の在職者などを対象とするコースは2週間から] (※)
- 訓練期間がより長い公共職業訓練も受講できます ※ 令和4年3月31日までの特例



全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]

